

優先交渉権者選考審査基準

No.	審査項目	評価項目	提案を求める内容	評価基準	配点
1	企画提案書	事業者の計画策定に対する考え方	本市における現状や課題、特性・特色や強みをどのように捉え、新総合計画はどのような計画としていくべきと考えているのか、また、策定にどのように取り組んでいくべきと考えているか、事業者の考え方を示すこと。	仕様書に基づき、その目的や条件等を理解した内容となっているか。 本市の過去から現在の状況を踏まえ、今後の社会経済情勢等の動向も考慮したうえで、策定に対する事業者の考え方が整理されているか。	5
2		基礎調査の実施及び分析	本市の現況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを的確に把握するための考え方や基礎調査及びその分析等の手法について具体的に示すこと。	調査手法や調査項目が具体的かつ合理的であるか。 それらの分析手法が具体的に示され、有効性があるものと評価できるか。	5
3		現総合計画の検証等	現総合計画を検証し、課題を明確にするための具体的な分析等の手法等について示すこと。	現総合計画の検証、分析手法が的確で課題点を明確化していくために効果的であると認められるか。	5
4		市民意向調査の実施及び分析	市民アンケート調査など、市民意向を的確に把握するための考え方や具体的な手法、市民意向の把握に関して、留意、調整すべき点について示すこと。	市民アンケートによる意見集約の手法や活用方法等が具体的に示され、それに向けた調査項目のイメージなどが適切な内容で提案されているか。 アンケート調査等について、目的や対象範囲、件数等が根拠付けて示されているか。	5
5		市民ワークショップ等の運営支援	効果的に意見を集約し、適切に計画に反映できる市民ワークショップ等とするための考え方や具体的な手法について示すこと。	市民ワークショップ等で意見交換が活発に行われ、広く市民の声を聴取できるのに有効と認められる手法であるか、また、その活用方法が具体的かつ適切なイメージができていない提案となっているか。	5
6		基本構想及び実施計画の策定支援	基本構想の策定に向けての考え方や手法、策定支援方法について具体的に示すこと。	基本構想の体系イメージ及び想定項目及びその内容、それらの設定理由等の考え方が示され、優れた提案がされているか。	10
7			実施計画の策定に向けての考え方や具体的な手法、策定支援方法について具体的に示すこと。	実施計画の体系イメージ及び想定項目及びその内容、それらの設定理由等の考え方が示され、優れた提案がされているか。	10
8		新総合計画の進行管理手法に係る支援	新総合計画の目標達成に向けた目標管理、及び各施策事業を効果的・効率的に進めていくための、指標の設定や評価手法等について具体的に示すこと。	効果的・効率的に進めていくために有効性のある指標の設定や評価手法等の提案がされているか。	5
9		甲府市総合計画審議会の運営支援 庁内策定委員会の運営支援	総合計画審議会及び庁内策定委員会の運営に関する支援方法を具体的に示すこと。	総合計画審議会及び庁内策定委員会の運営に関して、具体的かつ有効と認められる支援方法が提案されているか。	5
10		パブリックコメントの実施支援	パブリックコメントの実施支援方法を具体的に示すこと。	パブリックコメントの実施に関して、具体的かつ有効と認められる支援方法が提案されているか。 受け付けたパブリックコメントの集約・整理・分析に係る支援内容、パブリックコメントの回答に対する支援内容、素案への反映に向けた支援内容等が適切に示されているか。	5
11		新総合計画原稿の作成	総合計画の本編及び概要版の原稿イメージを示すこと。	総合計画書の本編や概要版等の完成イメージが明確に示されているか。 イラスト等を効果的に用いた視覚的にわかりやすいデザインが提案されているか。	10
12			総合計画の効果的な周知方法について示すこと。	動画やハンドブック、低年齢向け冊子など、効果的な周知手法について提案されているか。	10
13	業務実施体制調書	配置人員等(様式3関係)	業務実施体制及びメンバーの経歴、実績を具体的に示すこと。	作成に関わる管理責任者及び担当者の経歴及び実績が、本業務の実施に際し十分なものであると認められるか。	5
14	業務工程表	業務工程等	詳細な業務工程及び本市との役割分担を示すこと。	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。 本市とのコミュニケーションや協議を効果的に行う提案となっているか。	5
15	プレゼンテーション	説明能力		プレゼンテーションに当たり、業務知識を十分に活かし、ポイントをおさえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がされているか。	5
16	参考見積書	見積額		見積額(税込)について相対的に評価する。 ※全企画提案者中最低見積額を満点とし、その割合で按分して評価 配点5点×(最低見積額÷提案見積額) ※小数点以下は切り捨て	5
合 計					100

※最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

採点	配点	特に良い 特に優れている	良い 優れている	普通	やや劣る	劣る
	5点	5	4	3	2	1
	10点	10~9	8~7	6~4	3~2	1

(見積書の採点を除く)